

# 人権久喜

編集・発行：久喜市人権擁護相談所 発行日：平成30年12月1日 No.47



## 誰もが安心して暮らせる社会をめざして

久喜市では、すべての人が安心して暮らせる住みやすい社会を目指していますが、いまだに、障がいのある人に対する偏見や誤解がなくなっていないません。

そこで、精神障がいのある方への理解を深めるために、民間団体や行政で精神障がい者の自立支援や就労支援に携わっております皆さんにお話を伺いました。



恒川支局長

**司会** 私は、司会を務めます人権擁護委員の橋本久雄です。早速ですが、久喜市人権擁護相談所石田所長から御挨拶をお願いします。  
**石田所長** 久喜市人権擁護相談所では、毎年様々なテーマで人権座談会を開催しております。本日は、「精神障がい者と人権」というテーマで精神障がいのある方が、生活上どのような支障があり、私達がどのような点に注意して接すればよいのか関係する皆様方のご意見を伺いたいと思います。

**司会** それでは、本日出席の皆様からお話をいただきます。初めに、さいたま地方法務局久喜支局長の恒川様お願いいたします。  
**恒川支局長** 法務省の人権擁護機関（法務局職員・人権擁護委員など）は人権相談において地域の皆さんの悩みごとや心配ごとについて相談に乗り、相談者の自主的な問題解決を援助しております。

さらに、人権尊重の啓発活動を通して、差別や偏見をなくすために取り組んでいます。  
精神障がいのある方の人権につきましても、正しい知識が普及してこなかったことから、長い間差別と偏見の対象となっておりました。全ての人々にとって、住みやすい平等な社会づくりを進めていくため、精神障がいのある方に対して、十分な理解と配慮が求められていると考えています。

### 悩みを分かち合い

### 共感することから

**司会** わかちあいるーむ共同世話人中城さんお願いいたします。  
**中城** わかちあいるーむの活動は、精神の病気の患者さんと家族、精神の保健福祉等に関心を持つ方々との定期的な相談の場が中心です。その中で悩みを打ち明け一緒に悩みます。悩みを分かち合うことから、「わかちあいるーむ」となりました。混沌とした悩みや不安を本人・家族・世話人が一緒に悩み、みんなで分かち合い共感する、このことが第一歩です。精神の障がいの悩みを、まず知っていただきたいと思っています。

### 横に並んで一緒に

### 歩む心くばりを

**川島** 久喜市から委託を受け、相談支援事業と地域支援事業を行っております。相談支援活動事業は、精神障がいのある方の相談と支援です。相談内容は様々ですが、相談者が、「どのように生活をしていきたいか。」「そのためにどうしたらよいか。」と一緒に考え整理し、必要に応じて、関係機関と連携を取っております。『横に並んで

#### ◆出席者及び人権擁護相談所員紹介◆

(敬称略・順不同)

- 出席者(さいたま地方法務局久喜支局長) 恒川 浩二
- 出席者(わかちあいるーむ共同世話人) 中城 恵里
- 出席者(久喜市障がい者支援センターヘルパー) 川島 恵
- 出席者(久喜市障がい者就労支援センター就労支援員) 渡邊 昌之
- 出席者(久喜市役所障がい者福祉課主幹) 鳥海 正
- 久喜市人権擁護相談所員(十六名)

- 久喜地区
    - 石田 晴久 橋本 久雄
    - 益山 典子 松村 孝江
    - 金沢 光伸 鈴木 大吾
  - 菖蒲地区
    - 原 莊子 鈴木 実
    - 原 政江
  - 栗橋地区
    - 坂東 恵子 奈良 政利
    - 板田 幸江
  - 鷺宮地区
    - 未須 成子 中村喜美子
    - 池田 岩夫 佐々木伸世
- (この座談会は、平成30年8月23日に開催されたものです。)



「一緒に歩む」ということを、日々意識しています。相談者の選択の自由を守り、選択の機会をつくり、正しい選択能力を育むことを基本理念として活動しています。

また、地域活動支援事業として、地域で活動されているボランティアの皆さんとの地域活動や地域交流活動障がい者福祉課と連携し、家族会の開催や障がいに対する理解を深める活動などを行っています。

## 社会で働くためのお手伝い

**司会** 久喜市障がい者就労支援センター 渡邊さん お願いいたします。

**渡邊** 私どものセンターは、母体が久喜市六万部の社会福祉法人啓和会です。平成十六年久喜市から



渡邊さん

当センターの就労支援事業を、また、平成十九年国や県からも事業の委託を受け、埼玉県障害者就業・生活支援センターとして、障がい者の就労支援に取り組んでい

ます。最近では、精神障がいのある方に加え、発達障がいや診断を受けている方の就労相談も大変増えてきています。

就労相談では、ご本人やご家族に次いでハローワーク、福祉サービス事業所、病院、市役所の窓口からの相談依頼もあります。主な就労の職種としては、製造業や物流業が多く、最近では小売業の販売員や病院、福祉施設なども増えてきています。

支援の流れですが、まず本人の希望や経歴を聞き、ハローワークに同行したり、企業の面接に同席したり、職業適性検査の提案など様々な形で就労に繋がる支援をしています。しかしながら、精神障がいのある方に対する「ちよっと怖い」とか「不安定になったとき」などのような関わりをしたらよいのか分からない」など厳しいイメージをお持ちで、積極的に雇用する企業は多くないのが現実です。

## 「障害者虐待防止法」と「障害者差別解消法」

**司会** 久喜市障がい者福祉課主幹 鳥海さん お願いいたします。

**鳥海** 私からは、障がい者の権利擁護につきまして「障害者虐待防止法」と「障害者差別解消法」について申しあげます。

「障害者虐待防止法」は、社会に潜在化している虐待から障がいのある方々を守るため、平成二十四年十月に施行され、本市では障がい者福祉課に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報や相談を受け付けています。虐待は、人権を侵害する絶対にあつてはならないことですが、残念なことに様々な場所（家庭・施設・職場）、様々な形（精神的・身体的・経済的）で起きています。



鳥海さん

虐待は、見近な人によって起こされることが多く明るみに出ない傾向があり、障がいのある方自身が虐待を受けている自覚のない場合もあります。そこで、支援されている皆様お一人お一人が、虐待の芽を早い段階から気付き、ためらわずに相談して頂きたいと思えます。

続いて、「障害者差別解消法」ですが、平成二十八年四月に障がいのある方もない方も分け隔てのない「共生社会の実現」にむけて施行されました。あらゆる場所での不当な差別の禁止と合理的な配

慮が求められ、本市としましては、障がい者等への配慮マニュアルを作成し、職員の研修を実施しています。法律の整備と共に、障がいのある方の権利擁護の仕組みが拡充してきましたが、これらの制度を、いかに皆様に周知しご理解いただき活用できるかが、障がいのある方の人権を守ることに繋がるものと考えています。

**司会** それぞれのお立場から、お話をいただきました。人権擁護委員から質問をお願いいたします。

**人権擁護委員** 人権相談に当たって大切なことは、相談者の訴えをきちんと受け止めることです。受け止めてくれていくということが理解されますと、相談者は安心して話をしてくれます。

相談者の心の癒しこそが、精神的に障がいや疑われる相談者に対応する際の重要な要素ではないかと思えますが、配慮マニュアルの具体的な内容を教えてください。

**鳥海** 配慮マニュアルは、障害者差別解消法の規定により、各自治体が国の基本指針を参考に策定した対応要領のもと、市職員が障がいのある方へ適切に対応するため必要な事項を分かりやすくまとめたものです。共通事項として、障がいのある方への差別的取扱いはどういうものが当たるのか、不当な差別的取扱いの視点、合理的配慮など基本的な考えをま

とめたものです。中心的な核になるものは、各障がいのある方の特性にあわせて適切に対応するための具体的手順となります。

## 寄り添いながら しっかりと受け止める

**人権擁護委員** 障がいのある方と話をするとき、どのようなことに配慮して聞けばよいですか。

**中城** 家族会に来られる方々は、暗い感じはあまりなく、就労や結婚などいろいろな夢を持っている方が多いです。しかし、親の方が



中城さん

介護や先行きの心配で病気になってしまふこともあります。悩みは深く重いのですが、今すぐ何か解決できるかということはないので、まず不安や悩み等の話を聞くことを心掛けています。その人に寄り添い、共感することが大切であると思います。

**川島** 私も、まず話をしっかりと聞くことが一番だと思います。相談



者が、どのようなことを考え、どういうことを望んでいて、どのように接してもらえると嬉しいのかわかるためにも、丁寧な寄り添い話を聞くことを心掛けています。

**人権擁護委員** 相談に来られる方の中には、相談者本人が病気と認識されていない方など、判断しづらい方には、どのように対応すればよいのでしょうか。

## 精神障がい者の就労

**人権擁護委員** 障がいの度合いも様々だと思いますが、精神障がいのある方々は、皆さんが障害者手帳を持っていて就労されているのですか。

**渡邊** 障がい者雇用の枠で働く条件として、手帳を持っている方もしくは、医師の診断を受けている方という条件があるので、就労支援センターでお手伝いできる方は限られてしまいます。

実際に全国で八十一万人ぐらい

の方が手帳を持っていますが、ご病気の方は、三百九十二万人いらっしゃるというわけですね。症状の度合いや、本人やご家族の意思により、相談や診断を受けずに支援サービスを受けていない方もいますので、社会に出られなく、生きづらさを抱えて、困っている方たちがいらっしゃると思います。

**鳥海** あくまでも手帳の取得は、本人の意思を尊重して行われるべきものであると思いますが、手帳を取得せずに社会の中で支援を受け、就労を目指すことも可能です。

**精神科・心療内科等への通院にかかる費用の補助やヘルパー利用による生活の支援など、手帳を得得せずとも医師の診断書があれば、所定の申請をすることで、各種の必要なサービスが受けられます。**

これにより精神障がいのある方が継続的に通院し、自身の体調を管理することで就労に向けた支援が可能となります。但し、医師の診断が必要であることから、最低限、医療機関への受診が必要であるとともに、就労を含む生活全般を支援するための事前相談が欠かせません。

このように相談者と手帳取得のメリット等、いろいろな状況を考え、話し合いながら進めています。

**人権擁護委員** 今年の四月、精神

障がい者雇用を義務化する、法整備がされたということですが、その背景や懸念される点などありましたら教えてください。

**渡邊** 今までは、障がい者雇用に算定される対象が、知的障がいの



ある方と身体障がいのある方でしたが、平成30年4月1日から精神障がいのある方も雇用義務の対象となりました。精神障がいのある方の数も増え、就労を希望されている方も増えてきているので、雇用率を上げて、もっと社会に出る機会を考えていこうとする動きであると思っています。

今後、この地域でも、働き手の不足ということがますます深刻になってくると思いますので、障がいのある方も、どんどん社会に出ていくような仕組みができていくと思います。ただ支援をしている中で感じますことは、繰り返しに

なりますが、雇用率が上がったからといって、一般の企業の方々の理解が深まったかというところは疑問です。企業の本音としまして、精神障がいのある方をよく理解されていなく、まだちょっと抵抗をお持ちの企業も少なくないと思います。就労に繋がるチャンスは今後も増えていくとは思いますが、やはり受け入れる側の考え方や理解というものが醸成されていくことが必要であると感じています。

## 法律の整備と

### 今後の課題

**人権擁護委員** いろいろな法整備がなされてきましたが、大きく変わったことや良くなったこと、今後の課題等お聞かせください。

**鳥海** 平成十八年以降は、障害者自立支援法により障がいのある方の意思を尊重して自由契約のもと、障害福祉サービスの提供を受けるという制度に変わったことが大きな点になります。但し、制度の拡充に対しまして法整備やインフラの整備が追いつかず、多少の混乱はありましたが、障害者自立支援法から障害者総合支援法に改められ、サービスも拡充されました。また、権利擁護の観点から、障害者虐待防止法や障害者差別解

消法の施行とともに、制度の整備が進んだことは、障がいのある方の人権を守ることでは、大きな転換点であると感じています。ただ、今後の課題としまして、これらをどのように周知、拡充し、市民の皆様の理解を深めていくかが重要であると考えています。

## レッテルを貼らないで

### 「一人の人間」として生きる

**人権擁護委員** 精神の障がいのある方はどのような悩みをお持ちですか。具体的に教えてください。

**中城** 精神障がいのある方たちは、たくさん大きな夢を持っている方が多いのですが、夢を叶えるための一歩が踏み出しづらいです。就労したいという気持ちはあっても、病気の症状とかで、長続きできないという就労に対する悩みや、結婚したくても、経済的な基盤ができていなくて、障害者年金だけでは、結婚生活を送っていくには厳しいと感じています。

基本的な人権とは、「身体・精神・経済的基盤」の三つがあって初めて守られるものだと思います。もつと精神障がいのある方が、悩まないで済むような社会的・経済的な支援が必要であると思いま



す。さらに、当事者自らが「精神障がい者だ」というレッテルを貼るのではなく、一人の人間として、「自分はこういうことを悩んでいるんだ」と訴えていく。そういうことのできる社会になって欲しいと思っています。

**人権擁護委員** 大切な心構えを伺ったような気がします。私たちお互い市民として、共に生きていくうえで大切なこと、大切にしていただきたいことがありましたら教えてください。



**川島** 精神障がいのある方々皆それぞれであり、気にかけてもらえることが嬉しい方もいれば、そつと見守ってもらえることが嬉しいと思う方もいます。障がいがあるこ

とで、何でも気にかけてもらえる、やつてもらえるということではなく、自分自身も頑張らなくてはいけない事など、お互いの話し合いの中で接点を見つけ出し、お互いの距離感・安心感をつかんでいければ良いのではないかと思います。

### 地域のみなさんに 支えられながら

**人権擁護委員** 地域の方々とのコミュニケーションが大切だということがありました。これからの取り組みとして、どのようなサポートが必要でしょうか。

**川島** 私どもの取り組みになってしまいますが、以前は、地域の方々の理解や普及啓発のために、「精神保健のボランティア講座」を開催し、精神保健のボランティアが立ち上がりました。



川島さん

様々な形でご協力をいただき、さらに地域のみなさんとの活動の

場を広げようと、現在では、地域活動支援事業の交流スペースや公民館などの施設を使用し、絵画等の作品展や夕食会の開催等の主催をしてもらっています。これからは、みなさんが自由に集まっていた中で、障がいとか病気ということを打ち出すのではなく、別な形で繋がりができ、その先、一緒にできればいいかと考えているところです。

### 人権とは、 相手のことを思うこと

**人権擁護委員** 障がいのある方自身が、病気の自覚がなく病気を認めない方や、周囲に知られないように生活をされ、孤立化していつてしまう方々には、どのような対処をすればよいでしょうか。

**中城** そのことが一番の悩みだと思います。孤立化するといふことは何もありません。人と人との繋がりを持つて生きることがその人の宝であり、孤立しない術であると思います。できるだけ多くの人と繋がっているということが大切です。しかしながら、統合失調症の方の場合は、人とのコミュニケーションの問題でそれが難しいところがあると思います。日常生活にしても、就労にしても地域に

溶けこみにくいところもあります。このことは私たち周りが理解しないといけないと思います。そのためにも、小さい頃からの福祉教育が必要であると思えます。

子どもの時から接することで、偏見や差別意識を持たず、同じ一人の人間として理解でき、受け入れることができると思います。相手の生きづらさとはどういうことなのかを想像できること。人権というのは、相手のこと、相手の心の中を想像することだと思います。そして、知ること、知っていくことが、孤立化の防止に繋がると思っています。病は病、支援は支援、と分けるのではなく、医療も福祉も保健も一緒になって考えていくことが大切であると思います。

**司会** みなさんから、大変貴重なご意見をいただくことができました。恒川支局長から感想をお願いいたします。

**恒川支局長** 大変貴重なお話を伺わせていただきありがとうございます。改めて、精神障がいに対する理解・啓発等難しいと感じたところです。人権擁護機関の啓発活動として、地域のみなさまに、人権に対する理解を少しでも深めていただけるよう、今後このような機会を設けていきたいと思えます。

**石田所長** 本日は、皆様方から有

## 人権相談・女性相談（無料）

■久喜地区	原則毎月10日	13時15分～16時15分
■菖蒲地区	原則毎月第3水曜日	13時30分～15時30分
■栗橋地区	原則毎月第3木曜日	13時30分～15時30分
■鷺宮地区	原則毎月第4月曜日	9時30分～11時30分
問合せ	市役所人権推進課または 各総合支所総務管理課人権推進係	

※この冊子は61,000部作成し、一部当たりの単価は3円です。